小 諸 市 長 小 泉 俊 博 様

小諸市議会議長 丸 山 正 昭 様

小諸市監査委員 丸 山 隆 一

小諸市監査委員 柏木 今朝男

### 財政援助団体監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行したので、 その結果を同条第9項の規定により報告します。

### 1 監査の対象

### 財政援助団体

- (1) 小諸市福祉委員協議会(厚生課)
- (2) 小諸市高齢者クラブ連合会(高齢福祉課)

### 2 監査の期日

令和5年11月8日(水)、10日(金)

#### 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、 関係書類の監査を下記の点を中心に実施しました。

#### (所管課関係)

- (1) 補助金の交付決定、支出手続きは、適正になされているか。
- (2) 補助金の効果について、実績報告等により確認しているか。
- (3) 補助金交付団体に適切な指導を行っているか。

### (財政援助団体関係)

- (1) 補助事業の目的にあった事業運営が行われているか。
- (2) 会計経理は適正に行われているか。
- (3) 事業実績、会計処理は、実績報告と整合しているか。

#### 4 監査対象団体の概要、監査所見

#### (1)小諸市福祉委員協議会

当協議会は、管内の民生・児童委員協議会(地区民協)の相互連帯と活動の充実を図ることを目的に、協議会の事務所を小諸市社会福祉事務所厚生課においている。

# ア 主な事業

- ①地区民協の指導及び連絡調整
- ②研修及び行事の実施
- ③調査及び研究並びに資料及び情報の交換
- ④関係機関及び団体等との連絡提携
- ⑤その他協議会の目的達成に必要な事業

### イ 協議会収支決算(令和4年度) (単位:円)

収 入			支 出					
科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額			
会 費	543, 900	537, 365	事務費	820, 000	847, 031			
負担金	333, 000	109, 000	事業費	1, 425, 000	705, 562			
補助金	871, 400	836, 400	交際費	360, 000	285, 148			
交付金	409, 000	395, 234	予備費	1, 827, 000	554, 750			
雑収入	100, 809	46, 014	合 計	4, 432, 000	2, 392, 491			
繰越金	2, 173, 891	2, 173, 891	差引 1,705,413円は次年度へ繰越					
合 計	4, 432, 000	4, 097, 904						

補助金収入済額には市補助金 710,400円を含む。

#### 所感

- ・小諸市福祉委員協議会補助金交付規則の中で、補助対象経費が定められていることから、充当されている地区協議会における活動費の使途についても十分留意されたい。
- ・地区協議会の会計処理について、会則に沿った会計年度により処理されたい。

#### (2) 小諸市高齢者クラブ連合会

高齢者クラブの活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的としている。

#### ア 主な事業

- ①活動促進事業
  - 県シニアクラブ連合会の大会・研修会への参加、市連合会の会報発行等。
- ②健康づくり事業 マレットゴルフ大会、グランドゴルフ大会等の開催。
- ③地域支えあい事業 環境美化活動、友愛訪問等の実施。
- イ 連合会収支決算(令和4年度) (単位:円)

収入			支 出		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会 費	231, 000	227, 500	会議費	385, 000	180, 626
補助金	1, 150, 000	564, 300	事務費	79, 000	42, 404
募金配分金	90,000	90,000	事業費	1,607,000	725, 925
参加費	719, 201	120, 500	県老連負担金	169, 000	141, 300
雑収入	35, 000	8	合 計	2, 240, 000	1, 090, 255
繰越金	14, 799	14, 799	差引 6,852円は次年度へ繰越		
繰入金	0	80,000			
合 計	2, 240, 000	1, 097, 107			

補助金決算額には市補助金 544,000円を含む。

## 所感

- ・補助金の事業目的が一般事業とスポーツ普及事業に分かれているため、積算根拠となる該当事業費について留意されたい。
- ・連合会組織は単位高齢者クラブが基本のため、クラブの発足、休止状態のクラブの活動再開を図りつつ、事業参加を希望する個人の対応についても工夫されたい。